

平成 30 年 6 月 28 日

第 28 回理事会の議論の主な内容の概要（お知らせ）

日本専門医機構

理事長 吉村博邦

平成 30 年 6 月 15 日第 28 回機構理事会が開催されましたので、協議事項等について概要をお知らせします。正式な議事録は後日発表予定です。本お知らせは、理事会でどんな事項が議論されているのかを可及的速やかに関係方面にお知らせするために理事長が作成し運営委員会でチェックしたもので正式な議事録ではないことをご了承下さい。近日中に機構ホームページの「機構便り（理事会概要など）」の欄に掲載予定です。

本理事会の開会にあたり、理事長より、機構第Ⅱ期理事会の最後の理事会であり、理事、監事、事務局員、関連の関係者等に 2 年間の機構に対するご支援、ご協力に謝意が述べられた。

I. 協議事項

1. 平成 29 年度事業報告、決算報告および監査報告について

事務局より、資料に基づき平成 29 年度事業報告、決算報告が、また、監事より監査報告がなされ、承認された。本年度決算では、プログラム認定料 5 年分の収入があったことから、8 千万程の繰越となったことが報告された。

2. 専門医認定・更新部門協議事項（寺野委員長、北川委員）

日本整形外科学会より申請のあった、同学会での一次審査を通過した 220 名の専門医更新希望者に対し、機構の専門医認定・更新部門で二次審査を行い 220 名全員が基準を満たしており合格としたことが報告され、承認された。

3. 本年 6 月 29 日開催予定の平成 30 年度第一回社員総会の議題について諮られ、平成 29 年度事業報告、決算報告、監査報告、理事、監事の選任、その他などの議題であることが承認された。

4. 基本問題検討委員会について（吉村委員長）

1) 前回の理事会で承認された「サブスペシャルティ領域の機構認定基準」について、本年 6 月 13 日開催の基本領域連携委員会で基本 18 領域学会に対し主旨を十分に説明し、今後は同基準に則って順次サブスペシャルティ領域の機構認定を進めていくことを周知したことが報告され、関連学会の間で情報不足による不安等があることから、今後、広く周知を図ることとした。また、サブスペシャルティ領域については、在り方を含め多くの問題があることから、「サブスペシャルティ領域の在り方に関するワーキンググループ」で引き続き議論を続けるべきとの意見があった。

2) サブスペシャルティ領域への認定証の発行日について

内科関連 13 領域と外科関連 6 領域、および、日本医学放射線学会の「診断」と「治療」の 2 領域には本年 4 月 1 日付けで認定証を発行し、その後に認定される領域に対しては理事会の承認年月日付けで認定証を発行することが提案され承認された。

(註)「内科関連 13 領域」および「外科関連 6 領域」は、それぞれの基本領域学会と一体的に運用がなされ連動研修を行う予定であること、また、放射線関連の「診断」と「治療」の 2 領域は、日本医学放射線学会自体が 2 つのサブスペシャルティ領域を運営しており、基本領域と連続的に研修を行い「診断」、「治療」のいずれかの専門医として更新する仕組みであることなどから、2016 年 9 月の第 5 回理事会、および、2017 年 4 月の第 13 回理事会で機構認定サブスペシャルティとして承認された。

3) 専門医研修制度整備基準の提出依頼について

外科関連 6 領域、および、放射線 2 領域に対し、本年 9 月末日を目途に「専門医研修制度整備基準」の提出依頼を行うことが提案され承認された。

4) サブスペシャルティ領域の研修施設の機構認定について

現在、各サブスペシャルティ領域の研修施設についてはそれぞれの学会が施設認定を行っているが、機構認定後は機構でも施設認定を行い、一定額の認定料を徴収することが提案された。

議論の結果、機構が施設認定を行うこと、一定額の施設認定料を徴収することについては概ね了承されたが、金額については、今後、財務状況を検討した上で決定することとした。なお、放射線 2 領域は、基本領域の専門研修で日本医学放射線からプログラム認定料を徴収していることから除外することとした。

5) サブスペシャルティ領域の専攻医登録システムについて

機構で構築することとした。

6) がん薬物療法専門医の機構認定について

日本内科学会より本年 3 月 13 日付けで内科関連サブスペシャルティ専門医として追加申請のあった「がん薬物療法専門医」について、機構認定基準の制定まで審査が留保されていたが、この度の基準の制定を受けて基本問題検討委員会で審議し、全国の多くの中核的病院に腫瘍内科部門が設置されているなどの現状を踏まえ承認されたことが報告され、資料に基づき本理事会で審議し承認された。

II. 報告事項

1. 社員の代表者の変更について

脳神経外科は嘉山孝正先生から新井一先生に、放射線科は青木茂樹先生から今井裕先生に、皮膚科は島田眞路先生から天谷雅行先生に、全国医学部長病院長会議は新井一先生から山下英俊先生に、それぞれ社員代表者が交代になったことが報告された。

2. 専門医認定・更新部門（北川委員、小林 WG 委員長）
耳鼻咽喉科、病理より更新基準の変更、および、共通講習申請の手引きの変更について報告があった。
3. 役員候補者選考委員会について
事務局より第一回委員会が開催されたことが報告された。
4. 基本領域連携委員会について（羽鳥委員長）
サブスペシャリティ領域の機構認定基準について周知したこと、サブスペシャリティ領域の研修施設から一定額の認定料を徴収することについては機構の長期的財務状況を明らかにすべきなどの意見があったこと、日本医師会の生涯教育制度について周知したこと、次回の専攻医募集に関わるシーリングの在り方について各基本領域学会の意見を聴取したこと等が報告された。

以上